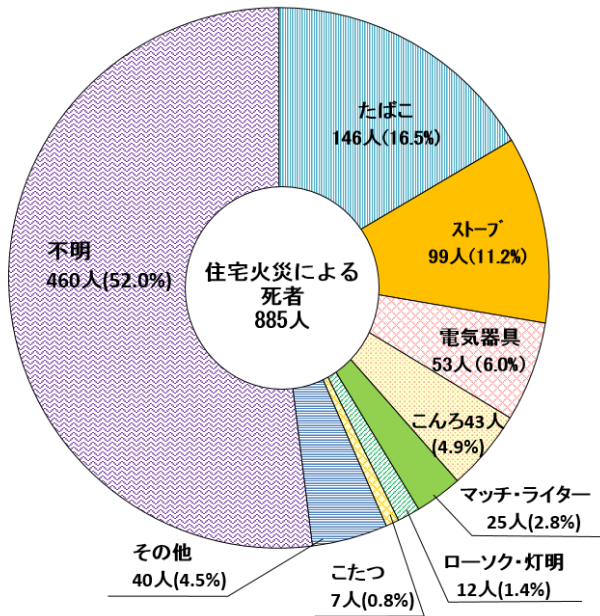


2016年 発火源別死者発生率



2023年 たばこに関連する死者数予測

全体 954人

内訳 たばこによるもの 158人
(うち 着火物が寝具類・衣類 72人)

※ 2016年の年齢区分別死者発生率、発火源別死者発生率及び着火物別死者発生率から予測

フィリップモリス「iQOS」

BAT「glo」

JT「Ploom TECH」



たばこの現状

- 死者の発生した住宅火災の出火原因は、「たばこ」が最も多い。
- 火を使用せず煙が出ない「加熱式たばこ」の市場規模が拡大していく中、「加熱式たばこ」の火災発生危険を整理し、取扱いを明確にして欲しい、という消防本部からの要望がある。
- 「加熱式たばこ」について、たばこ事業者では加熱部分が露出しないこと、燃焼を伴わないこと、複数の安全装置を持つこと、などから従来の紙たばこと同様の火災発生危険はないのではないかと考えている。

今後の展開

火を使用せず煙が出ない「加熱式たばこ」と従来の紙たばこの火災発生危険を比較検証・整理し、たばこ火災防止を図るための更なる取組みを検討する。

＜比較検討内容＞ 使用時の温度変化、寝たばこやポイ捨てを想定した着火実験など

⇒ 加熱式たばこの取扱いを含めた、たばこ火災防止方策を推進

加熱式たばこ等の安全対策検討会

目的

火を使用しない新たなたばこ（加熱式たばこ）の市場が急速に拡大する中、これらの火災発生危険を検証・整理するなどして、消防法令等の適用を明確にすることで、適用される安全対策を整理するための検討を行う。

委員構成

＜座長＞ 東京理科大学大学院 関澤 愛 教授

＜委員＞ 東京理科大学 松山 賢 教授

主婦連合会 島沢 二三子

（一社）日本たばこ協会 事務局長 関 琢史

全国たばこ販売業協同組合連合会 総務部長 武田 基樹

（一社）電池工業会 二次電池第2部会技術委員会委員 竹田 和弘

（公財）日本防災協会 技術部 審議役兼試験室長 千葉 博

千葉県消防局 予防部 予防課長 塩谷 雅彦

東京消防庁 予防部 査察課長 谷山 明子

川崎市消防局 予防部 危険物課長 小川 晶

消防研究センター 技術研究部 大規模火災研究室長 田村 裕之

＜オブザーバー＞ 日本たばこ産業株式会社

フィリップモリスジャパン合同会社

ブリティッシュ・アメリカン・たばこ・ジャパン合同会社

検討スケジュール

平成30年7月25日 第1回検討会

平成30年10月4日 第2回検討会

平成30年10月 実証実験

平成31年1月15日 第3回検討会（報告書取りまとめ）

平成31年3月29日 報告書の公表

「加熱式たばこ等の安全対策検討会報告書」の概要

目的

たばこ火災が住宅火災における死者の発生原因の上位を占めている中、火を使用しない新たなたばこ（加熱式たばこ）の市場が急速に拡大しており、これらの火災発生危険を検証・整理するなどして、消防法令等の適用及び安全対策を整理する。

加熱式たばこの例

IQOS 2.4PLUS Ploom TECH glo



比較実験



調査事項

結果

1 加熱式たばこの火災発生危険及び安全装置について

加熱式たばこ3製品（IQOS 2.4PLUS、Ploom TECH、glo）の火災発生危険及び安全装置等について事業者提出資料等に基づき確認したところ、たばこ葉を燃焼させておらず、機器の外周部の温度は数十度であり、様々な安全措置が施されていることがわかった。

2 たばこを原因とする火災の実態について

住宅におけるたばこ火災では、布団類に着火したと思われる火災が多く、布団類に着火すると死者の発生につながる。また、消えていないたばこをごみ箱等に直接捨てたり、喫煙後の消火が不十分なことにより火災が発生する例が多い。

3 紙巻たばこと加熱式たばこの火災発生危険の比較検証について

たばこ火災の実態分析結果に基づき、たばこ火災が発生しやすい条件を再現し、紙巻たばこと加熱式たばこ3製品の火災発生危険を比較する実験（※）を行ったところ、加熱式たばこ3製品はいずれもたばこ火災を発生させないことがわかった。

（※）紙巻たばこで死者の発生につながりやすい寝たばこを想定した実験やごみ箱への直接廃棄、消火不十分を想定した実験

まとめ

- 加熱式たばこ3製品の火災発生危険及び安全装置等について確認したところ、様々な安全対策に取り組まれており火災発生危険が紙巻たばこより低いことがわかった。
- このような安全対策に取り組まれた加熱式たばこが普及すればたばこ火災の低減に一定の効果がある。
- 一方で、加熱式たばこに今後新たな製品や互換品の出現が想定されること等に鑑みれば、加熱式たばこの使用について、現時点で消防法や火災予防条例（例）で定める喫煙規制の対象外であると一律で判断することは困難である。
- 危険物施設における火気規制については、火災発生危険のある製品が使用される危険性を排除できないこと、加熱式たばこが使用された場合に従来の紙巻たばこと見分けることができないこと等から、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所において使用しない運用とすることが安全管理上適当である。
- 今回の検討会の検討内容を踏まえた安全性を確認するための規格や基準などによって客観的な評価が行われることとなった際に、喫煙規制の適用について判断されることが望ましいと考えられる。